

子育てを地域全体で行うことが
あたりまえの社会の実現を目指して



やまぐち “とも×いく”

応援企業登録制度



山口県は、男女で育児・家事を分担し、共に希望に応じてキャリア形成との両立が可能となる社会を目指しています。こうした社会を実現していくため、男女ともに希望どおり育休を取得することを推奨し、働きやすい職場環境づくりを推進する事業者を登録する制度です。

届出方法

「育児休業取得率100%」

及び

「1箇月以上の育休取得」

について推奨することを
規定した次世代法に基づ
く「一般事業主行動計画」
を策定（変更）



県(または労働局)へ
次の書類を提出

- ①やまぐち“とも×いく”
応援企業届出書
- ②都道府県労働局へ提出
した一般事業主行動計画
策定(変更)届の写し
- ③一般事業主行動計画の
写し



やまぐち とも×いく

応援企業に登録

山口県では、とも×いく応援企業への登録により、併せて「イクドリ！宣言」企業としても登録されます。

制度の概要、手続きの方法等についての詳細は、
やまぐち“とも×いく”ポータルサイトをご確認ください。
<https://tomoiku-yamaguchi.jp>



最大
約180万円

山口県もっと育休奨励金

やまぐち"とも×いく"応援企業に登録した事業者(「育児休業取得率100%」及び「1箇月以上の育休取得」を推奨する企業等)に対し、奨励金を支給します！

1 育休取得推奨 最大20万円 (1事業者1回限りの支給)

育休取得を推奨する計画を策定

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、育休取得を推奨することを規定

10万円



取組強化加算

- 時間単位年休や家族と過ごす時間に活用できる法定外休暇の導入、子の看護等休暇の有給化等

10万円

支給対象は次のいずれかの要件を満たす事業者に限ります。

- ①奨励金の申請日時時点で3歳に満たない子を養育する従業員が1人以上いること
(現在妊娠中の者、妊娠中の配偶者がいる従業員を含む)
 - ②直近1年間に従業員(1週間の所定労働時間が20時間以上)を新たに雇い入れ、継続して雇用していること
- ※やまぐち“とも×いく”応援企業の初回の登録日から4か月以内にご申請ください。

2 男性の育児休業取得 (従業員300人以下の事業者に限る)

手当奨励金

- 育児休業取得者に対し、育児休業給付金とは別に手当等を支給した場合の実費

1社あたり上限額
109万5千円※

※1日あたりの支給上限額の算出方法については、県労働政策課HPをご確認ください。

1事業者1年度あたり上限額まで支給

長期の育児休業取得奨励金

- 育児休業取得者が通算90日以上の子育て休業を取得

50万円

1事業者1年度1回限りの支給

お問合せ先・申請窓口

やまぐち“とも×いく”応援事務局
(やまぐち働き方改革支援センター)

〒754-0041

山口市小郡令和1丁目1番1号KDDI維新ホール3F

TEL 083-974-2050

申請書提出フォーム

<https://tomoiku-yamaguchi.jp/shinsei/>

問合せメールアドレス

tomoiku_support@joby.jp

